

平成26年度（2014年度）第5回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成26年（2014年）12月5日（金）

午後1時30分から3時10分

場 所：宝塚市上下水道局 第1会議室

➤ 国民健康保険事業財政の健全化について

配布資料について、事務局から説明

＜主な質疑項目＞

（会 長）大きく三つのことについて説明があったが、議論を整理するために一つずつお願いしたいと思う。

第1番目の平等割・均等割の比率について、年金生活の人と給与生活の人とで収入が同じであっても、所得税の課税所得の違いもあって、年金生活の人は同じ所得であっても、若い人よりも優遇されている。逆に言えば、若い世代の人は年金生活をしている人に比べて、税金も保険料等も負担が重い。だから、できるだけ所得に公平な国民健康保険税の改定をしようと思えば、所得割をふやしたほうがいいのではないかと思ったが、所得割をふやすと若い世代の低所得者が非常に重くなることがわかってきた。その上で、平等割と均等割の関係で、世帯ごとにかかる部分をこれまで多く、世帯員1人当たりの部分を小さくしてきたが、それを国が示す平均的な15対35の比率に切りかえようというのが市の案である。

これはこれまでの運営協議会の議論を踏まえた提案だが、15対35に変えると、世帯員が多い世帯に負担が重くなる。それは子どもがいる若い世代ということで、私の基本的な考え方は、今までの比率がいいのではないかと思った。それで資料をお願いしたが、低所得世帯では、軽減措置や市条例の減免もあってあまり変化がないことがわかった。しかし、夫婦、子ども2人で軽減措置がかからない4人世帯で年収400万円の給与所得者をみると、影響が大きく出て保険税の上昇幅が少し大きくなると思う。

（委 員）簡単に言えば、単身者のひとり世帯と多人数世帯との間を諮問案では少し調整するということである。それは結果としては、多人数のほうが今までより軽減が少なくなり、単身のほうが少しささやかに軽くなる。宝塚市の特徴として世帯割をやや高くし、個人の均等割を少し低くしてきた。後期高齢者支援金等は、モデルの15対35になっており、諮問案としては、それと同じようにする内容になっている。トータルは一緒である。

ただ、現行の20対28を15対35となれば、かなり大きな差となり少し激変的でもあるので、真ん中をとって17対33との案であるが、私はもう少し広くみて、前回は話したとおり、給付をもう少し考えた上で判断したらいいのではないかと考えている。

宝塚市では子どもの医療給付において無料化をしており、それにより利用者がふえてきていると思う。そういった配慮をしているのであれば、今までの形を少し変

えてもいいのではないかと思う。

保険料とは別だが、私は給付を重視している。やはり病気になったときにお金の心配なくて、いつもでも診てもらえることが一番医療として、ふさわしいものだと思うっており、子どもの義務教育まで無料化をしている点について、事務局から補足願いたい。

(事務局) 本市の子育て世代に対する施策について、その世代に大変力を入れており、子育て世代に対して安心して適切な医療を受けるような施策をできるだけ充実させていきたいと考えている。

平成 20 年度以降、毎年、支援内容を拡充しており、平成 26 年 7 月より 0 歳から 15 歳、中学校 3 年生までの子どもたちに対して、所得制限はあるが原則、外来と入院ともに無料としている。

三田市では小学校 6 年生まで所得制限なしであるが、中学校では一部負担があり、阪神間の 7 市 1 町の中では、本市は子育て世代の医療に対する支援ではトップクラスの施策と考えている。

(委 員) その施策により、利用者が増加した傾向が見られないか。

(事務局) 今年度の 7 月から 10 月までのデータで、予定していた予算の拡充分の 2 倍ほど必要になってくるという状況で、この制度を活用される方が多いことがわかっている。

(委 員) 平等割と均等割の比率が変わっても、税の総額が変わらないという理解でいいのか。

(事務局) 均等割と平等割の比率が変わるだけで、総額は変わらない。

(委 員) 阪神間の近隣自治体の比率について、参考までに聞きたい。

(会 長) 一般的には、15 対 35 がほとんどではないか。20 対 28 にしてきたのは宝塚独自の判断である。

(委 員) 去年の国民健康保険運営協議会で健全化プランを作成し、比率的に現行から 15 対 35 に近づける検討をし、合意はできたと理解しているが。

(会 長) それはよくわかっているが、少し問題提起させてもらった。市が尊重するのであれば、もとに戻して市の案でいいが、子どものいる世帯の負担の上がり幅が大きいと思う。将来、健全化プランどおりの方向にいくにしろ、ワンクッションあったほうがいいのではないかという考えである。

(委 員) 宝塚市の場合は、阪神間の他自治体に比べると、三田市とともに乳幼児医療に関しては、福祉医療が非常に進んでおり、小さい子どもがいる世代の負担は、確かに保険税としての負担は増えるのかもしれないが、医療費の負担はないということになる。

(事務局) 西宮市の場合、法定どおり 35 対 15 になっている。川西市は 35.43 対 15.41 で所得割が 50 を割っているような状況である。各市とも大体 35 対 15 に近い数字が出ている。芦屋市は 34 対 15 くらいである。

(委 員) 国保においては、加入者の状況とか所得の違いがあり、他市との比較は、なかなか単純にはいかないと思う。

平等割と均等割の割合は、恐らく歴史的経過の中で、過去に本文方式から旧た

し書き方式に変わったとき、それまでは所得から家族で人数の控除を受けていたが、家族が多かろうが少なかろうが、総所得から 33 万円を引いた分に保険率を掛けると急に変わったことから、そこを緩和するために家族の多いところの負担を減らすということで、宝塚の国保運協の中で議論がされて、独自につくり上げてきた経過がある。だから、突然、家族が多いところの負担が上がるのを防いできたという経過があるので、一定評価できるものと思う。しかし、それならば、国保財政が大変な中で、全体の保険率を見直していったという中での議論で、ここも見直していく必要があるのではないかということになった。

保険税を上げることにそのものに反対であるから、1人であろうが複数世帯であろうが、国保加入者の生活状況が大変なことには変わらないから、どちらかを上げるという議論には少し反対である。医療費の問題も、子どもの医療費無料化は、全国的に進んでいて、宝塚市が特別にしていることではなく、全国的に、国も県も市もその方向で進んでいると思う。せっきやくこの制度ができて、医療費が無料になったのに、保険税が上がれば負担感は残ると思う。

生活費は決まっており、医療にかけるお金も決まっているから、絶対に医療抑制につながる。せっきやく無料になったからといって、無料でない範囲の家族もあって、保険税が上がれば、結局、また何かを切り詰めなければならず、無料化の喜びが半減する気がするし、時期も悪い気がする。

(委員) 1 ページの表に給与収入としか書いてないが、これは自営業や農業など、給与以外の収入でも同じということなのか。国保は、国全体で言えば一般的に無職の人が 40%、非正規社員が 40%、あとの 20%は自営業や農業と言われている。ここでいう給与収入は、非正規 40%のことか。それとも農業、自営業も含めたものなのか。事例にある単身者、遺族年金の方から、夫婦、子ども、給与収入 2 人までが、全体の何%ぐらい占めているのか。それによって影響を受ける方はどれぐらいいるのか。

収入総額が変わらないのであれば、影響を少なくするという考え方があると思う。たくさん影響を受ける方はあまり上げない考え方もあるのではないか。

(会長) そういう意味では、全体がどういう構成になっていて、それぞれでどうなるかを試算すればいいのだが、とてもできないので、この程度の人をモデルに、影響を比較してもらった。

言われるように、これだけ見て正確な判断をするのは難しい。

(委員) 年金収入と給与収入との控除額の差が大きい。ここで議論することではないが、日本の税体系がそうなっている。

(委員) 被保険者にとって医療費は無料であっても、国保財政から支出されるわけで、国保の運営からすれば大変であり、適正な受診への指導をお願いしたい。

以前、テレビで医療費が無料の中学生がクラブ活動後、毎晩、柔整師に通っていると見たことがある。

(事務局) 歳出抑制という意味で、頻回、重複の治療について検証していきたいと考えている。

(委員) 最近のレセプトは、多くの医療機関でコンピュータソフトにより作成されているので間違いが少ないので、重複受診をチェックできる体制を整えるほうが効果的

である。

(会 長) 医療分の平等割と均等割の比率について、諮問案に移行するにせよ、少し激変緩和の意味で、28 対 20 と 15 対 35 の中間的な比率を認めていただき、当協議会の意見として提案することはいかがか。

(委 員) 私は、17 対 33 という折衷案でもよいと思う。

(委 員) いくら数字を合わしたところで、多分、赤字解消にはならないと思う。担税能力を考えたときに払えない。負担感が移動するだけで、その人たちに説明を求められたときに、国が示しているからという説明はできても、赤字解消がうまくいかなかったときには何の根拠も示せない。

(会 長) これまでの協議会の経過を尊重して 15 対 35 に近づける議論をしている。

(委 員) 健全化プランのとおりに一足飛びにしないことには賛成である。税を改正することには反対である。大きな改革はもう少し慎重にするべきと思う。市民に根拠を示せるか示せないかである。

(会 長) 均等割と平等割の比率をどうするかを決めておきたいと思う。

(委 員) 今回、会長が提案された折衷案も意見を聞いているとよい案と感じる。県への広域化がまると税率を含めて一律に固定されると予想される。そうなると、国が示す 15 対 35 に固まると想像するので、それまでの間にワンクッションを置いて県への移行を待つのもいいかと思う。

(会 長) 県への移行を考えると、いずれ 15 対 35 に変わらざるを得ないと思う。激変緩和の意味でも、ほかに強い意見がなければ、現行と諮問案との中間的な比率として、医療分における平等割と均等割を 17 対 33 とする案で同意をいただけたらと思う。よろしいか。

ありがとうございます。

それでは二つ目の平成 25 年度診療報酬明細書の内容点検について、何かあるか。

(委 員) 7,508 枚のうち国保連がもう一回査定をしたのが 4,509 枚でその影響額が 1,400 万円であるという理解でいいか。84 万枚の全部に目を通したのか。

(会 長) 84 万枚は、連合会に提出した全部のレセプト枚数ではないか。

(委 員) 84 万枚のうち、7,500 枚を市から連合会に点検を請求したのであれば、その分母の数字は、どれぐらいなのか。ふつうは抽出で調べて、全部に目を通すことはできないと思うが。

(会 長) 縦覧点検や同じ人が何回も行っているような施設などを選んでいないのか。

(委 員) 毎日やっていると、おかしいところがわかってくる。

(事務局) 全部を細かくみることは物理的には難しく、一通りさっと目を通し、国保連の仕組みにある縦覧点検機能などを活用しながら調べている状況である。

(会 長) 以前、点検担当者がたくさんいると聞いた。宝塚市の過誤調整金額 1,458 万円が、この程度の規模の国保としては多いのか。そのように思うがどうなのか。

(事務局) スタッフの人数は、内容点検で 5 人が従事しており、3 人が医科・調剤、2 人が歯科である。

内容点検での財政効果額は、県内の市の平均が 24 年度で 367 円に対して、宝塚市

243 円となっており、県の平均よりはまだ低く、例年指導を受けている。

(委員) そごなくよくやっていると思う。きっちりやっていて金額が少ないにこしたことはない。県の平均より低い、実態としてしっかりやっていると思う。

(委員) 内容を初めて見せてもらい、適正な結果と思う。

(会長) 次の三つ目の内容に移るが、市条例減免等の拡充について、質問や意見はないか。

(委員) 減免の制度は、他市と比較してもいい条例だと思う。減免をしていない自治体もあり、制度があっても制限が厳しいところもある。それが 1.4 に上がること自体は反対するものではないが、知っている範囲では 1.5 までのところもある。なぜ、そこまでは行けなかったのか。

(事務局) 市条例の減免を拡充するには、税収が減るわけで、その財源が必要になってくることから、政策判断、財政当局との協議などを経なければ提案できなかったため、時間がかかった。

値上げと合わせた多額の一般会計からの繰入や、値上げと別に累積赤字の 16 億 6 千万円について、市としてどう対応するかを考えねばならず、減免の拡充は厳しい状況で内部協議が始まったが、低所得者に対してある程度配慮することから 1.3 から 1.4 に拡充することとした。

(委員) 減免が広がるほど財政的影響があって、積極的に使われると困るように聞こえる。国保加入者のうち、最低生活の維持困難に該当するのは何%くらいなのか。

(事務局) 現在の減免金額は、最低生活の維持困難で、概ね 2,200 万円で、24 年度に税率の改正をし、その翌年、25 年度に遅れながら減免を拡充した。従前 1.2 以下を 1.3 まで引き上げた。そのとき、全体の減免金額は、1,000 万円ほど上がっており、拡充の予定の世帯として約 800 世帯くらいが増えるのではないかと予測している。

(委員) 減免は申請減免で、申請ができていない人がたくさんいる。加入者の中で、どれくらいが、この減免の対象になるのか。影響額を計算していないのか。

(事務局) 影響額について、拡充した部分の申請者と減免制度の PR もしっかり行うことで、その影響額を含めて、前回、0.1 あげたときに 1,000 万円くらい減免の額が増えており、それ以上になると考えている。

(委員) 1.4 の減免対象世帯が 800 なのか。所得ゼロ世帯でも 1 万世帯ある。

(事務局) 減免は、その年の収入がわからないと減免対象になるかどうかはわからない。収入までは把握はできず、前年の所得から推測して、約 800 世帯と見込んでいる。

(委員) 使い分けはいけない。保険税を上げるときのシミュレーションで収入を出している。減免で収入がわからないのは少し根拠として乏しい。1.5 の自治体もあり、本当に生活者の実態を考えて減免制度の適用をしようと思うならば、きっちり数字を出して検討がされるべきだと思う。今後、お願いしたい。1.5 にならなかったのは少し残念だが、1.4 は評価したい。

(事務局) 減免制度については、内部で協議する中で、しっかり考えたつもりである。特に、PR が十分でないことを認識しており、値上げのお願いとあわせて減免についても、広報で特別に枠をとって理解していただくように考えている。

(会 長) 減免については、合意を得るものではないが、おおむね理解を得られたものと受け止めたいと思う。

諮問内容について、これまで議論してきたが、基礎課税分所得割税率について5.7%を6.4%に改定する。平等割について、現行2万2,800円を1万8,700円に改定する。均等割について、1万8,500円を2万6,000円に改定する。この平等割と均等割の割り振りは、きょうの議論で変更されることになり、改めて次回提示していただきたい。

課税限度額について、現行51万円を地方税法施行令第56条の88の2第1項に規定する額に改定すること。この改定の仕組みは、法改正とともにするという諮問内容だったかと思う。今回に限って変えるのではなく、上限については法が施行された段階ですぐに改定するという諮問内容か。

(事務局) 賦課限度額については、平成28年度以降も地方税法施行令第56条88の2に規定する額としたいと考えている。

(会 長) 諮問に対する答申について、次回議論をいただく。今までに大体議論は尽くされたと思うので、意見をまとめて答申を諮りたいと思う。

どうもありがとうございました。

<次回の日程>

第6回 平成26年12月24日(水) 午後1時30分から